

大分県内宿泊施設を対象とした県産食材フェア実施業務仕様書

1 委託する業務名

大分県内宿泊施設を対象とした県産食材フェア実施業務

2 業務の趣旨・目的

「The・おおいた」ブランド流通対策本部（以下、「流対本部」という）では、これまで販売促進活動などをおとして、大分県産農畜水産物（以下、「県産食材」という）の販路開拓に努めてきた。大阪・関西万博（以下、「万博」という）が開幕し、現在、関西圏を中心に大分県への誘客に向けた観光や食などの魅力発信を行っている。

今年9月下旬には、大分県内において、万博で発信した地域資源などを、観光客や県民向けに発信する魅力発見イベント「おおいた地域博覧会」の開催を予定している。本業務は、この機会をとらえ、大分県内の宿泊施設において県産食材フェア（以下、「フェア」という）を実施することで、大分の魅力を発信するとともに、販路開拓につなげるために実施するものである。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和7年12月26日（金）まで

4 委託業務内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。なお、業務の遂行にあたり、事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については、流対本部と協議の上、実施すること。

（1） 宿泊施設とのマッチングに関する業務

ア フェアの実施

（ア）参加宿泊施設の募集・選定・報告

- ・大分県内の宿泊施設20施設程度とする。
- ・参加宿泊施設の選定にあたっては、大分県が令和6年度に実施した意向調査結果（別途、受託者に情報提供予定）を参考にすること。
- ・1施設あたり、3品目以上の県産食材を使用すること。
 - ーうち1品目は、畜産品あるいは水産品とすること。

※畜産品は、おおいた和牛、米の恵み（豚肉）、おおいた冠地どりとする

水産品は、ハモ、関あじ、クルマエビ、豊後別府湾ちりめんとする

その他の品目は、「The・おおいた」ブランドのホームページ

（<https://theoita.com>）に掲載の「おおいたの産品を知る」

（<https://theoita.com/sanpinintro/>）にある野菜・果物・きのことする。

ーうち1品目は、新規取扱（以前に取扱があったものの現在利用していない品

目を含む) とすること。

- ・参加宿泊施設毎に、フェアで使用する県産食材について事前にとりまとめて県に報告すること。

(イ) 参加宿泊施設での大分県の味力等の発信

- ・参加宿泊施設において、県が万博催事用で作成した『地域素材集』を配架すること（配架用の地域素材集は、流対本部から提供する）。
- ・参加宿泊施設の飲食を提供する場所において、使用している県産食材の特徴や品質等を明示するなど、味力発信につながる取組を行うこと。メニュー等への表示のほか、流対本部が別途提供する資材（のぼり、ミニのぼり、ポスター等）・パンフレットの設置等を行うこと。

(ウ) 開催時期

令和7年9月下旬頃から1か月程度

※実施時期については、流対本部と協議の上決定する。

(エ) フェアの名称

流対本部と協議の上決定すること。

(2) フェアの広報

受託者の有する独自の媒体等により、10,000 を超える視聴・閲覧・PV 数が見込まれる方法により、フェアの広報を行うこと。

また、フェア全体や参加宿泊施設のメニューに関するコンテンツ（県や流対本部が行う SNS 投稿用のテキストや画像等）を制作し、流対本部に提供すること。

（参考）県、流対本部等の関係機関が実施する広報

プレスリリース、流対本部（HP・X）、カボス振興協議会（Instagram）

ツーリズムおおいたが実施する Web・SNS 広告

(3) フェアの実施に係るその他業務

ア フェアを契機とした継続的な取引調整支援

- ・フェアの開催をきっかけに継続的な取引につなげるため、参加宿泊施設と産地との商流や物流等の調整、働きかけを行うこと。
- ・フェアに参加する宿泊施設ごとに担当者を定め、担当者名を記したリストを作成の上、実施14日前までに流対本部に提出すること。リストの項目は別途流対本部と協議の上、決定するものとする。
- ・受託者はフェアの内容と大分県産食材の味力発信に関する販促物を作成し（※ノベルティの作成は不可）、各宿泊施設に配布すること。また、フェア開催中は当該販促物を各宿泊施設の目立つ場所に掲示するよう働きかけを行い、フェア実施中に掲示状況を確認すること（写真での記録を含む）。

- ・本事業を通じてつながりができた宿泊施設関係者、市場関係者に対して、流対本部が独自にアプローチを行う場合は、これをフォローすること。
- ・青果物は市場経由での調達を基本とし、可能な限り直売施設等からの直接配送は避けること。

イ メニュー開発等に係るサンプルについて

- ・1施設あたり、3万円を上限に委託料の中からサンプル提供を行うこと。サンプル提供にあたっては、原則として、参加宿泊施設の既存の取引先から調達すること。なお、品目によっては、サンプル送付元との調整等を流対本部が行うことがある。
- ・参加宿泊施設毎に、サンプル利用分の証拠書類（請求書等の該当部分の写し、請求内容から直接読み取れない場合は注記等を含む）の提出を受け、とりまとめて県に提出すること。
- ・参加宿泊施設から食材のサンプル提供依頼があった場合は、配送料を含めた一切の費用を委託料の中から捻出し、サンプル提供を実施することを原則とするが、不足する場合は別途流対本部から支出することもできる。

（４） 宿泊施設に対するアンケートに関する業務

ア 実施内容

今後の販売戦略やブランディング強化に活用するため、県産食材に関するアンケートを参加宿泊施設に実施する。

イ 実施時期

４（１）の事業実施後

ウ 実施方法

- ・参加宿泊施設等に対してアンケートを実施し、流対本部へ報告すること。
- ・アンケートの質問項目は、今後の継続取引につなげるための有効な項目を設定し、流対本部と協議の上決定すること。

５ 成果物の提出

委託業務終了後、実施結果をとりまとめた実績報告書（任意様式）を紙媒体１部及びDVD－ROM１枚で流対本部に提出すること。成果物の提出期限は令和７年１２月２６日（金）までとする。

なお、本業務により制作したイラスト、画像、写真データ等一切の著作権の取扱いは、次のとおりとする。

- ・受託者は、成果物に付与される著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条に規定する権利を、第13条第2項の規定による引渡しと同時に流対本部に無償で譲渡するものとする。
- ・流対本部は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用

のために、受託者の同意無しに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。

- ・受託者は、流対本部の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条の規定を行使することができない。

6 支払方法

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う。

7 その他業務実施上の留意点

- ・事業で制作した一切の著作物は、特段の理由がない限り流対本部に帰属する。
- ・打合せはキックオフ、事業実施前2回、成果品納入時の4回を基本とし、必要に応じ双方の協議の上、随時実施するものとする。打合せの内容の整理は受託者が行う。なお、販促・周知ツール作成に係るデザイン等の校正については、必ず流対本部に確認し、必要に応じて協議するものとする。
- ・受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- ・受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- ・委託業務の遂行にあたり、内容については流対本部側からの提案も踏まえ、協議の上最終決定すること。また、疑義が生じた場合は、流対本部と十分協議すること。
- ・委託事業実施に大きな影響を及ぼす事態が発生した場合には、流対本部と受託者の間で実施内容や委託費用の調整に係る協議を行う。この件における協議のタイミングや協議内容は流対本部の判断で実施する。
- ・委託業務に関しては、流対本部からの提案も踏まえ、協議の上決定する。